

## 入札(見積合わせ)結果調書

件名	神楽岡10条5丁目配水施設修繕業務				
契約方法及び根拠条項	随意契約 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号				
契約の相手方	旭川市神楽岡15条5丁目 昭栄建設 株式会社				
契約金額	¥1,166,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税 ¥106,000円)				
契約期間	令和6年1月18日 から 令和6年1月26日 まで				
契約担当課	上下水道部 管路管理課				
入札(見積)日時	令和6年1月18日 午後5時15分				
入札(見積)結果					
	業者名	第1回目	第2回目		入札等の 執行状況
1	昭栄建設(株)	1,060,000 円			決定
2	以下余白				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
一者特命の随意契約とした理由	当該事業者は、当該業務に対応する許認可及び過去の実績等を有し、給水装置等管理業務における事故待機業者において、当該緊急修繕に対して速やかで確実な対応が可能なことから、同者を選定する。 旭川市水道局随意契約ガイドライン4(2)に該当				